

斜線制限、日影による中高層の建築物の制限について（長生村）

用途地域		第1種中高層 住居専用地域	第1種住居地域、 第2種住居地域、 準住居地域	用途地域の 指定のない区域	工業地域
建ぺい率		60%			
容積率		200%			
斜線制限	北側斜線	立ち上がり	10m		
		勾配	1:1.25		
	前面道路傾斜線	勾配	1:1.25	1:1.5	
	隣地斜線	立ち上がり	20m		31m
		勾配	1:1.25		1:2.5
日影による 中高層の 建築物の制限		制限を受ける建築物	10m超	10m超	10m超 ※注
		平均地盤面からの高さ	4m	4m	4m ※注
		敷地境界線からの水平距離が 10m以内の範囲の日影時間	4時間	5時間	5時間 ※注
		敷地境界線からの水平距離が 10mを超える範囲の日影時間	2.5時間	3時間	3時間 ※注

※注 用途地域の指定のない区域の日影制限は、リゾート法の区域内のみであり、高根地区（大字 本郷、宮成、小泉、中之郷、曾根、岩沼飛地、一松飛地、六ツ野飛地、北高根飛地）には、日影制限はありません。